2月のお知らせ
information

□お知らせの見方
申 申し込み 問 問い合わせ 申・問 申し込み・問い合わせ
〔先着〕先着順 〔抽選〕申し込み多数のときは抽選

□注意事項
- 催しは、2月6日からの内容を掲載しています
- 料金の記載のないものは無料（入館料が必要な施設あり）
- 休館日等は事前にご確認ください
- 来庁・来場の際は公共交通機関をご利用ください
- ファクス番号が未掲載の場合は、広報課FAX211・1921、☎214・1150へお問い合わせください
- 市役所への郵便は郵便番号（〒980-8671）と課名のみで届きます

□申込時の必要事項
右記の項目を（往復はがきには返信先も）記入してください。特に記載のないものは、はがき1通につき1人、締切日消印有効。

○申し込む内容（講座名等）
○〒住所
○氏名（フリガナ）
○電話・ファクス番号
○その他必要事項

□電話番号案内（市外局番022）

仙台市役所	☎261・1111（代）
青葉区役所	☎225・7211（代）
宮城野区役所	☎291・2111（代）
若林区役所	☎282・1111（代）
太白区役所	☎247・1111（代）
泉区役所	☎372・3111（代）
宮城総合支所	☎392・2111（代）
秋保総合支所	☎399・2111（代）

□仙台市ホームページ
https://www.city.sendai.jp/

□仙台市広報課Facebook
https://www.facebook.com/sendaipr/

お知らせの内容は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止や延期となる場合があります。また、1月号以前に掲載した内容についても、中止や延期となっている場合があります。必ず事前に、各問い合わせ先にご確認ください。
また催し等に参加する際は、マスクを着用するなど感染防止にご協力ください。

市議会第1回定例会は2月8日に開会します

本会議の模様を市役所本庁舎1階市民のへや、区役所・総合支所でモニター中継します。

また、市議会ホームページでは会期日程の詳細を掲載するほか、インターネットライブ中継を実施しています。平成29年第1回定例会以降の本会議、予算・決算等審査特別委員会のインターネット録画中継も行っています。

問議会事務局調査課☎214・6169

来庁時のサーマルカメラによる検温にご協力ください

来庁者および職員の新型コロナウイルス感染防止対策として、庁舎にサーマルカメラを設置しています。来庁時の体温確認にご協力ください。

●設置場所＝①市役所本庁舎・北庁舎・上杉分庁舎②各区役所・総合支所

来庁される皆さまへ

●息苦しさ、強いだるさ、高熱等の症状がある方、せきや喉の痛みなどの風邪の症状がある方は、来庁をご遠慮ください ●検温の結果、37・5度以上の発熱が認められた場合は、入庁をご遠慮ください（当日中に手続きを行う必要がある場合などは総合案内の職員等にお声掛ください） **問**①庁舎管理課☎214・8116②区役所・総合支所総務課

若林図書館の臨時休館

蔵書点検等に伴い、若林図書館を臨時休館します。

●期間＝3月1日(月)～8日(月)

問若林図書館☎282・1175

Jアラートの全国一斉情報伝達試験を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた全国一斉情報伝達試験を2月17日(水)午前11時に実施します。

当日は、市ホームページ、危機管理室ツイッターへ試験電文が配信されるほか、市東部に設置している屋外拡声装置より、試験音声が放送されます。あらかじめご了承ください。

問危機管理課☎214・8519

不用な電気製品等を有料で回収する業者にご注意ください

家庭から出される粗大ごみや臨時ごみの回収は、粗大ごみ受付センターに申し込むか、各環境事業所または許可業者に依頼してください。許可業者は、スピーカーを鳴らしながらトラックで巡回したり、チラシを配布したりすることはありません。電気製品等の粗大ごみや臨時ごみを、許可がない業者が料金を受け取って処理することはできません。許可の有無が不明なときは、お問い合わせください。

問事業ごみ減量課☎214・8679

やめましょう「歩きスマホ」

歩きながらのスマートフォンの使用は、画面に夢中になることで、転倒や階段からの転落などによるけが、他の歩行者や自転車との接触事故、ひったくりなどの犯罪被害に遭う恐れがあり、大変危険な行為です。

通行の際はマナーを守り、「歩きスマホ」はやめましょう。

問市民生活課☎214・6146

水道管の凍結に注意しましょう

水道管は、気温が氷点下4℃以下になると凍りやすくなります。水道管が凍結すると、水が出なくなり、解氷作業が必要となるほか、水道管が破裂し、修繕費用が必要となる場合もあります。日が当たらない場所や風が強く当たる場所にある場合、むき出しになっている場合などは特に注意が必要です。あらかじめ下記の対策をしておきましょう。

●ご自宅の水抜栓の場所と操作方法を確認しておきましょう。水抜栓は、手動のハンドル式と電動式があります
●気温が下がりそうなときや、旅行などで一晩以上留守にして水道を使用しないときは、水抜栓で水を抜いておきましょう
●むき出しになっている水道管や、保温材の付いていないメーターボックスは、発泡スチロール製の保温材などで保温しましょう

水道管が凍結・破裂した際はご相談ください
問水道修繕受付センター☎304・3299（24時間受け付け。年中無休）

申込時の必要事項 ①応募内容 ②〒住所 ③氏名（フリガナ）④☎・FAX ※往復はがきの場合は返信先も記入

公共的な花壇に植える花の苗をあっせんします

花の種類	パンジー（混合）、ビオラ（混合）、ノースポール（白）、ムルチコーレ（黄）	芝桜（混合）
単位	40株／箱	24株／箱
費用	各1箱 2,600円	1箱 2,900円
	消費税・配達料込み	
対象	町内会・老人クラブ・子ども会などの地域団体、会社など	

●3月上旬～4月上旬に配達予定 **申**仙台市公園緑地協会、七北田公園都市緑化ホールで配布する申込書で2月16日までに **問**仙台市公園緑地協会☎293・3583

被災者生活再建支援制度（加算支援金）の受け付けは4月12日で終了します

東日本大震災により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、住宅の再建方法に応じた支援金を支給する被災者生活再建支援制度（加算支援金）の受け付けが終了します。申請がお済みでない方は、お早めに手続きをお願いします。なお、これまで支給を受けた方への追加の支給を行うものではありません。

●申請期限＝4月12日 ●受付時間＝午前9時～午後4時半（閉庁日を除く） ●受付場所＝市役所本庁舎5階社会課、各区役所保健福祉センター管理課 **問**被災者支援情報ダイヤル☎214・3805（平日午前9時～午後5時）

オーエンス泉岳自然ふれあい館の夏季・冬季利用仮申し込みを受け付けます

夏季（7月～8月）の本館宿泊利用および冬季（令和4年1月～3月）の活動を希望する団体の利用仮申し込みを受け付けます。

●利用可能日等の詳細については、ホームページhttps://www.shizenfureaikan.jp/をご覧いただくか、お問い合わせください ●夏季は6月上旬、冬季は11月下旬に、利用団体説明・調整会を開催します **申**2月1日からホームページに掲載する申込書（希望者には郵送も可）で2月28日（必着）までに **問**オーエンス泉岳自然ふれあい館☎379・2151

入学準備金の貸付制度をご利用ください

●対象＝申込時に6カ月以上市内にお住まいで、養育する児童・生徒の新入学にかかる経費の負担が経済的に困難な世帯の方 ●貸付限度額等＝①小・中学校（生活保護世帯の方を除く）／5万円以内②公立高校／10万円以内③私立高校／15万円以内。いずれも無利子 ●返済＝2カ月据え置き後、20カ月以内（15万円貸し付けの場合は30カ月以内） ●貸し付けには審査があります ●市内にお住まいの保証人が1人必要です ●受付期間＝3月31日まで ●申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください **申・問**お住まいの区の社会福祉協議会各区・支部事務所（青葉区☎265・5260、青葉区宮城支部☎392・7868、宮城野区☎256・3650、若林区☎282・7971、太白区☎248・8188、泉区☎372・1581）

各計画の中間案等をまとめました ―ご意見をお寄せください

①「仙台市地域防災計画」修正案

市では、地震・津波や風水害などの災害から市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めるための取り組みについて定めた「仙台市地域防災計画」の修正を検討しています。

このたび、令和元年東日本台風（台風第19号）対応を踏まえた風水害時の避難行動の見直しや、新型コロナウイルス感染症への対応などを踏まえた避難所における感染症対策などを反映した修正案を取りまとめましたので、市民の皆さんのご意見をお寄せください。

申・問〒980-8671防災計画課☎214・3046、FAX214・8096、Eメールkks000120@city.sendai.jp

②「仙台市耐震改修促進計画」中間案

市では、建築物の地震に対する安全性の向上の計画的な推進等について定めた「仙台市耐震改修促進計画」が令和2年度末で満了となることから、令和3年度からの5年間を期間とする次期計画の策定に向けた検討を進めています。

このたび、地震に強い強靱（きょうじん）な地域づくりに向け、建築物の耐震化等を促進するための計画の中間案を取りまとめましたので、市民の皆さんのご意見をお寄せください。

申・問〒980-8671建築指導課☎214・8323、FAX211・1918、Eメールtos009420@city.sendai.jp

③「仙台市道路事業方針」中間案

市では、道路の整備や維持管理などに関する基本的な方針について定めた「仙台市道路事業方針」が令和2年度末で満了となることから、令和3年度からの10年間を期間とする次期方針の策定に向けた検討を進めています。

このたび、道路の安全対策の必要性の高まりや、防災・減災の取り組み、新たなまちづくりへの対応など、道路事業をとりまく大きな状況の変化を踏まえた中間案を取りまとめましたので、市民の皆さんのご意見をお寄せください。

申・問〒980-8671道路計画課☎214・8374、FAX227・2614、Eメールken010110@city.sendai.jp

●**中間案等の配布場所等**＝市役所本庁舎1階市政情報センター、区役所総合案内、総合支所、宮城野区・若林区・太白区情報センター（②③は市役所本庁舎1階市民のへやも）等で配布（③は2月1日から配布）するほか、市ホームページでもご覧いただけます ●**提出方法**＝任意の様式にご意見、住所、氏名を記入して、郵送、ファクスまたはEメール（②③は市ホームページの電子申請による提出も可）で①2月19日②2月26日③3月1日（いずれも必着）までに